平成２５年（フ）第６０５号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149―２―304号
債務者　原田　和浩
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６０７号
堺市西区上野芝町５丁11番９号　オーク上野芝102号、前住所京都府相楽郡和束町大字釜塚小字下リ松８番地
債務者　中川　康宏
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６４６号
堺市東区南野田696番地６　カサデヴェルデ201号、前住所大阪市鶴見区横堤５丁目12番11―201号
債務者　勇崎　正雄
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６４７号
堺市東区南野田696番地６　カサデヴェルデ201号、前住所大阪市鶴見区横堤５丁目12番11―201号
債務者　勇崎　裕恵（旧姓清原）
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１７９号
佐賀県佐賀市川副町大字犬井道1705番地
債務者　内田　勝子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
盛岡市神明町10番26号　神明ハイツ201号、旧住所盛岡市中ノ橋通１丁目11番15―301号
債務者　阿部　圭二
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５３号
新潟県上越市大字小泉558番地１
債務者　小林　　環
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第５４号
新潟県上越市大字小泉558番地１
債務者　小林　大地
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第５７号
新潟県妙高市白山町３丁目13番７―102号　ヴィラ白山Ⅱ
債務者　長谷部綾子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第６１号
新潟県上越市大字下源入88番地15
債務者　阿部　裕美
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第２３７号
愛知県一宮市時之島字古薬師27番地　市営時之島住宅１―202号
債務者　首藤　五月（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１７９号
香川県さぬき市津田町津田28番地　琴林団地Ｂ棟Ｂ103号
債務者　六車江里香（旧姓小峰）
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８０号
香川県さぬき市寒川町石田東甲1365番地２千代町団地５
債務者　小峰佐代子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０号
鹿児島県指宿市湯の浜５丁目17番16号
債務者　小牟禮　智
1　決定年月日時　平成25年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第２３号
鹿児島県南九州市頴娃町別府11723番地
債務者　松永まる子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第３２号
熊本県山鹿市鹿北町芋生709番地
債務者　高松雄一郎
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第７号
北海道紋別郡雄武町字雄武1060番地
債務者　川端　定男
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後２時
旭川地方裁判所紋別支部